

令和 7 年 4 月 18 日
福祉部長決定

加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱（平成 27 年 3 月 31 日福祉部長決定）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 家賃相当分の住居確保給付金（第 3 条-第 17 条）

第 3 章 転居費用相当分の住居確保給付金（第 18 条-第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、次に掲げる給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

- （１） 離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）、又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職等と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的に支給する、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 3 項第 1 号に定める家賃相当分の住居確保給付金（以下「家賃補助」という。）。
- （２） 同一の世帯に属する者の死亡、又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職等又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「離職、休業等」という。）により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うことを目的に支給する、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 3 項第 2 号に定める転居費用相当分の住居確保給付金（以下「転居費用補助」という。）。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 離職等とは、離職のほか自営業を行う個人の当該自営業の廃止をいう。なお、離職時の雇用形態、雇用期間及び離職理由は問わない。
- （２） やむを得ない休業等とは、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあることをいう。なお、やむを得ない休業等時の雇用形態及

び雇用期間は問わない。

- (3) 離職、休業等とは、離職や休業のほか、自営業を行う個人又は当該個人と同一の世帯に属する者の当該自営業の廃止（廃業）をいう。なお、離職や休業時の雇用形態、雇用期間、離職理由及び廃業時の廃業理由は問わない。
- (4) 申請者とは、前条第1号又は第2号に掲げる給付金を受けようとする者をいう。
- (5) 受給者とは、前条第1号又は第2号に掲げる給付金の支給の決定を受けた者をいう。
- (6) 住居喪失とは、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないことをいう。
- (7) 常用就職とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (8) 家賃額とは、申請者又は受給者が賃借する家賃住宅の1か月あたりの家賃額をいう。ただし、別表第1に掲げる家賃基準額を上限とする。
- (9) 自立相談支援機関とは、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱に定める加古川市が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関をいう。
- (10) 不動産仲介業者等とは、不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- (11) 公共職業安定所等とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に定める特定地方公共団体若しくは同条第10項に定める職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。
- (12) 経営相談先とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、市長が認める公的な経営相談先をいう。
- (13) 自立に向けた活動とは、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが申請者の自立の促進に資すると市長が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。
- (14) 生活困窮者家計改善支援事業とは、加古川市生活困窮者家計改善支援事業実施要領に定める加古川市が直営又は委託により実施する事業をいう。

第2章 家賃相当分の住居確保給付金

（支給対象者）

第3条 家賃補助の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア 離職等の場合 申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4

年とする。

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること。

(3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア 離職等の場合 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者（以下「生計維持者」という。）であること。又は離職等の前には生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時において生計維持者となっていること。

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計維持者であること。

(4) 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が別表第2に掲げる収入基準額以下であること。ただし、申請日の属する月の世帯収入額が収入基準額を超えている場合であっても、離職等及び雇用保険の失業等給付の終了などによる収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入基準額を下回ることについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

(5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産及び外貨（以下「金融資産」という。）の合計が別表第3に掲げる資産基準額以下であること。なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。

(6) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、やむを得ない休業等の場合で、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認める場合は、申請日の属する月から起算して3か月（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6か月）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

(7) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。

(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（離職期間の加算）

第4条 前条第2号のアただし書きの場合は次の各号に定めるものとし、申請者は市長に申出なければならない。

(1) 妊娠 産前6週間以内に限らず、申請者が、妊娠のために求職活動を行うことができなかった場合

(2) 出産 申請者の出産の場合。なお、85日以上分娩とし、出産、死産又は早産を問わない。

- (3) 育児 申請者が3歳未満の乳幼児の育児をする場合又は社会通念上やむを得ないと認められる理由により、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族にあたる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合
 - (4) 疾病又は負傷 申請者が疾病又は負傷している場合
 - (5) 上記各号の定めに準ずる理由で市長がやむを得ないと認める場合
- 2 市長は、前項の申出があった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（以下「医師の証明書等」という。）にて確認を行うものとする。

（世帯収入額の算定）

第5条 世帯収入額は第3条第4号で定めるほか、次の各号のとおり算定する。

- (1) 申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。
 - (2) 申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合、申請日の属する月の収入にかわって、直近3か月程度の平均収入又は前月の収入を活用することとする。
 - (3) 世帯収入額に算定する収入は次のア、イ及びウに定めるものとする。
 - ア 給与収入 社会保険料等天引き前の事業主が支給する額のうち、交通費支給額を除いた総支給額をいう。
 - イ 自営業に係る収入 売上から経費を除いた収入をいう。
 - ウ 定期的な給付等 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金及び親族等からの継続的な仕送りをいう。なお、複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。
 - (4) 世帯収入額に算定しない収入は次のア、イ及びウに定めるものとする。
 - ア 原則 22歳以下かつ学校教育法に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入
 - イ 児童扶養手当、公的年金における子の加算額、特別児童扶養手当、特別障害者手当、児童手当、里親に支給される手当、貸与型・給付型奨学金及び養育費（ただし、裁判所等にて作成された証明書があるものに限る。）等の特定の目的に支給される手当・給付のほか各種保険金
 - ウ 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるもの
- （家賃補助の額等）

第6条 家賃補助は、月ごとに支給する。

2 家賃補助の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額から家賃額を控除した額以下の場合、その家賃額
- (2) 申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額から家賃額を控除した額を超える場合、収入基準額から家賃額を控除した額と実際の家賃額を合算した額から世帯収入額を控除した額

3 家賃補助の支給額に 100 円未満の端数が生じたとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を 100 円に切り上げる。

4 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は家賃基準額以下の家賃のものに限る。
(支給期間、支給開始月、支給方法)

第 7 条 家賃補助の支給期間は、3 か月を限度とする。

2 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居に際して初期費用の支払いを要した翌月以降の家賃額に対して家賃補助を支給する。

3 前項に掲げる者以外については、申請日の属する月に支払う家賃額に対して家賃補助を支給する。

4 家賃補助は、受給者の居住する不動産仲介業者等に対して支払うことで受給者へ支給したものとみなす。なお、支払は加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第63条に定める口座振替払の方法により行うものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、特に市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(1) クレジットカードを使用する方法

(2) 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

(3) 納付書により納付する方法
(住居喪失者に係る支給手続)

第 8 条 住居喪失者が申請する場合は、住居確保給付金支給申請書（家賃補助）（様式第 1 号。以下「申請書（家賃補助）」という。）及び住居確保給付金申請時確認書（家賃補助）（様式第 2 号。以下「確認書（家賃補助）」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者は、申請書（家賃補助）が入居を予定している住宅の不動産仲介業者等が必要事項を記入した入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（様式第 3 号）を遅滞なく自立相談支援機関を経由して市長へ提出するものとする。

3 市長は、前 2 項の申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請が適正であると判断したときは、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金支給対象者証明書（様式第 4 号。以下「支給対象者証明書」という。）を交付するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断したときは、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金不支給通知書（様式第 5 号。以下「不支給通知書」という。）により通知する。なお、自立相談支援機関は不動産仲介業者等に対して、不支給の旨を連絡する。

5 第 3 項の支給対象者証明書の交付を受けた者は、入居する住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅に入居した後 7 日以内に、当該住宅に係る賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、住居確保報告書（様式第 6 号）を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

らない。

- 6 市長は、前項に定める書類の提出を受けた後、家賃補助の支給が認められると判断したときは、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）（様式第7号。以下「支給決定通知書（家賃補助）」という。）により通知するものとする。
- 7 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者に係る賃貸住宅を訪問し、居住の実態を確認することができる。

（住居喪失のおそれのある者に係る支給手続）

第9条 住居喪失のおそれのある者が申請する場合は、申請書（家賃補助）及び確認書（家賃補助）に市長が必要と認める書類を添えて、自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、居住する住宅の不動産仲介業者等が必要事項を記入した入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）を自立相談支援機関を経由して市長へ提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、家賃補助の支給が認められると判断したときは、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に支給決定通知書（家賃補助）により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断したときは、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に不支給通知書により通知する。なお、自立相談支援機関は不動産仲介業者等に対して、不支給の旨を連絡する。
- 5 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者に係る賃貸住宅を訪問し、居住の実態を確認することができる。

（求職活動等）

第10条 受給者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号で定める活動内容を行い、自立相談支援機関に報告しなければならない。

（1） 公共職業安定所等での求職活動を行う受給者

- ア 月4回以上、自立相談支援機関の窓口での面談又は電話による相談（以下「面談等」という。）の支援を受けること。
- イ 月2回以上、公共職業安定所等の窓口で職業相談を受け、公共職業安定所等の窓口の確認印をもらうこと。
- ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

（2） 自立に向けた活動を行う受給者

- ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- イ 原則月1回以上、経営相談先へ面談の支援を受けること。
- ウ 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

- 2 受給者は、常用就職したときは常用就職届（様式第9号）を自立相談支援機関に届出しなければならない。

- 3 前項による届出を行った者は、届出を行った月以降、自立相談支援機関に対し収入額を確認することができる書類を毎月提出しなければならない。

(支給期間の延長等)

第 11 条 受給者が次の各号に該当する場合は、申請により 3 か月の支給期間を 2 回まで延長及び再延長をすることができる。ただし、第 10 条第 1 項に定める求職活動を誠実かつ熱心に行う場合に限る。

- (1) 支給期間中に常用就職できなかった場合
- (2) 常用就職による収入が収入基準額を超えない場合
- (3) 給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合

2 前項に定める支給期間の延長又は再延長（以下「延長等」という。）を申請する者は、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号に定める支給要件に該当している者に限るとともに、その支給額は延長等申請時の世帯収入額に基づいて第 6 条第 2 項及び第 3 項の定めにより算出される金額とする。

3 第 1 項に定める支給期間の延長等を申請する者は、家賃補助が支給される最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式第 10 号）を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請をした者が第 10 条第 1 項に定める求職活動を誠実にやっているか審査し、当該求職活動が適正であると判断したときは、家賃補助支給期間の延長等の決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第 11 号）により通知するものとする。

(家賃補助額の変更)

第 12 条 市長は、次の各号に掲げる場合において、受給者から自立相談支援機関を経由して住居確保給付金変更支給申請書（家賃補助）（様式第 12 号）の提出があったときは、家賃基準額の範囲内で支給額の変更を行うものとする。

- (1) 家賃額が変更された場合
- (2) 世帯収入額が基準額を下回った場合かつ支給額が上限額に達していない場合
- (3) 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により加古川市内での転居が適当である場合

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、支給額の変更が認められると判断したときは、支給額の変更の決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金変更支給決定通知書（家賃補助）（様式第 13 号）により通知するものとする。

(支給の中断及び再開)

第 13 条 受給者が疾病又は負傷により、第 10 条第 1 項に定める求職活動ができず、家賃補助の支給の中断を希望する場合は、住居確保給付金支給中断届（様式第 14 号）及び医師の証明書等の写しを自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、自立相談支援機関を経由して当該届出をした者に住居

確保給付金支給中断通知書（様式第 15 号）により通知し、家賃補助の支給を中断する。

- 3 前項の通知を受けた受給者（以下「中断者」という。）は、中断期間中、原則として毎月 1 回面談又は電話により、体調、生活状況及び求職活動の再開の可否について、自立相談支援機関に報告しなければならない。
- 4 中断者は、心身の回復により求職活動を再開できるときは、住居確保給付金支給再開届（様式第 16 号）を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の届出を受理した場合は、自立相談支援機関を経由して当該届出をした者に住居確保給付金支給再開通知書（様式第 17 号）により通知し、家賃補助の支給を再開する。

（支給の中止）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は家賃補助の支給を中止する。

- （1） 受給者が第 10 条第 1 項に定める求職活動を怠った場合又は加古川市又は自立相談支援機関が実施する就労支援に関する指示に従わなかった場合
- （2） 受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超える場合又はそのことを報告しない場合
- （3） 受給者が住宅の貸主の責によらずに退去した場合又は自立相談支援機関の指導によらずに退去した場合
- （4） 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- （5） 受給者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- （6） 受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- （7） 受給者が生活保護を受給した場合
- （8） 第 13 条第 1 項及び第 2 項の定めにより支給を中断した場合で、中断を決定した日から 2 年を経過した場合
- （9） 受給者が第 13 条第 3 項に定める報告を怠った場合
- （10） 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合

- 2 前項第 1 号に該当する場合は、原則として当該事実を確認した月に支給すべき家賃補助から支給を中止する。
- 3 第 1 項第 2 号に該当する場合は、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の翌月に支給すべき家賃補助から支給を中止する。ただし、収入に変動がある場合等 1 か月の収入では判断をしかねる場合は、2 か月目の収入を確認してから家賃補助の支給を中止する。なお、報告をしない場合は前項の取扱いに準ずる。
- 4 第 1 項第 3 号に該当する場合は、原則として退去した日の属する月の翌月に支給すべき家賃補助から支給を中止する。ただし、家賃補助の支給後に当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに家賃補助の支給を中止する。
- 5 第 1 項第 4 号から第 6 号に該当する場合は、当該事実があった日から家賃補助の支給を中止する。
- 6 第 1 項第 7 号に該当する場合は、加古川市福祉事務所と調整のうえ、家賃補助の支給を中止す

る。

- 7 市長は、前5項までの定めにより家賃補助を中止する場合は、自立相談支援機関を経由して当該受給者に住居確保給付金支給中止通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（再支給）

第15条 市長は、受給者が家賃補助の受給期間中又は支給が終了した後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、再び第3条に定める支給要件に該当する場合で、家賃補助の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過しているときは、家賃補助を再支給することができる。なお、支給については第3条から前条までの定めを準用する。

- 2 前項の定めは、次の各号に掲げる場合については適用しない。

- （1） 受給者の責に帰すべき重大な理由により解雇された場合
- （2） 事業主の都合によらない離職の場合
- （3） 収入を得る機会の減少が受給者の責に帰すべき重大な理由による場合
（不適正受給への対応）

第16条 市長は、第14条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号の定めにより支給を中止した場合で、受給者が虚偽の申請その他不正の手段により家賃補助を受給したと判断した場合は、受給者に既に支給した家賃補助の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の定めに基づき返還を求める場合は、受給者に住居確保給付金返還通知書（様式第19号）及び納付書を交付する。

（暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除）

第17条 市長及び自立相談支援機関は、不動産仲介業者等が暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（様式第3号）又は入居住宅に関する状況通知書（様式第8号）を受理しないものとし、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- （2） 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- （3） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- （5） 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- （6） 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- （7） 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的

に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等

- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

2 市長は、家賃補助の支払先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることを確認した場合は、当該不動産仲介業者等が関わる家賃補助の支払を中止する。

第3章 転居費用相当分の住居確保給付金

(支給対象者)

第18条 転居費用補助の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- (3) 申請日の属する月において、生計維持者であること。又は世帯収入額が著しく減少した際には生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時において生計維持者であること。
- (4) 申請日の属する月において、世帯収入額が収入基準額以下であること。ただし、申請日の属する月の世帯収入額が収入基準額を超えている場合であっても、離職、休業等及び雇用保険の失業等給付の終了などによる収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入基準額を下回ることに付いて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。
- (5) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が資産基準額以下であること。なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。
- (6) 生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のア又はイに掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
 - ア 転居に伴い家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。なお、当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であつて、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が減少する場合を含む。
 - イ 転居に伴い家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。なお、当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であつて、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月あたりの家賃が増加する場合を含む。
- (7) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を受けていないこと。

(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

(世帯収入額の算定)

第 19 条 世帯収入額の算定は第 5 条を準用する。

(転居費用補助の対象及び支給額)

第 20 条 転居費用補助の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 転居先の賃貸契約締結に要する経費のうち、礼金、仲介手数料、住宅保険料、家賃債務保証料
- (2) 鍵交換費用及びハウスクリーニング等の原状回復費
- (3) 転居先への家財の運搬費用

2 転居費用補助として支給できる金額は、転居先の自治体で定める補助額に 3 を乗じて得た額を上限とする。ただし、これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。

(支給方法)

第 21 条 転居費用補助のうち前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めるものは、不動産仲介業者等に対して支払うことで受給者へ支給したものとみなす。

2 転居費用補助のうち前条第 1 項第 3 号に定めるものは、家財を運搬する業者（以下「運搬業者」という。）に対して支払うことで受給者へ支給したものとみなす。なお、運搬業者への支払いが困難な場合は、受給者への支払いを妨げない。

3 支払は加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 63 条に定める口座振替払の方法により行うものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により転居先の住宅に係る初期費用を支払うこととなっている場合であって、特に市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) クレジットカードを使用する方法
- (2) 納付書により納付する方法

(支給手続)

第 22 条 申請者は、住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）（様式第 20 号）及び住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）（様式第 21 号）並びに生活困窮者家計改善支援事業において、転居が必要であるとして交付された住居確保給付金要転居証明書（様式第 22 号）に市長が必要と認める書類を添えて、自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者は、次の各号に定める書類を遅滞なく自立相談支援機関を経由して市長へ提出するものとする。

- (1) 不動産仲介業者等及び運搬業者（以下「転居に関わる業者」という。）が必要事項を記入した入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式第 23 号）
- (2) 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類もしくは各種見積書

3 市長は、前 2 項の申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、転居費用補助の支給が認められると判断したときは、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）（様式第 24 号）及び支給対象者証明書を交付するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断したときは、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に不支給通知書により通知する。なお、自立相談支援機関は転居に関わる業者に対して、不支給の旨を連絡する。

5 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者に係る賃貸住宅を訪問し、居住の実態を確認することができる。

(入居の報告)

第 23 条 受給者は、住宅入居日から 7 日以内に次の各号に定める書類を遅滞なく自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保報告書(様式第 6 号)
- (2) 賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し
- (3) 新住所の住民票の写し
- (4) 転居費用に関する領収書の写し

(転居費用補助額の変更)

第 24 条 受給者は、転居に要した費用が支給額と異なる場合は、住居確保給付金変更支給申請書(転居費用補助)(様式第 25 号)を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、次の各号に掲げる場合であったとき、支給額の変更決定を行い、自立相談支援機関を経由して当該申請をした者に住居確保給付金変更支給決定通知書(転居費用補助)(様式第 26 号)を交付するものとする。

- (1) 転居に要した費用が支給額を上回っている場合で、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内である場合。
- (2) 転居に要した費用が支給額を下回っていた場合。

3 市長は、前項の審査の結果、支給額の変更が認められると判断した時は、転居費用補助の追加支給もしくは返還を求めることができる。

4 市長は、前項の定めに基づき返還を求める場合は、受給者に住居確保給付金返還通知書(様式第 19 号)及び納付書を交付する。

(再支給)

第 25 条 市長は、転居費用補助の支給が終了した後に、改めて第 18 条の要件に該当するものについては、転居費用補助を再支給することができる。

2 前項の定めは、次の各号に掲げる者については適用しない。

- (1) 受給者の責に帰すべき理由もしくは個人の都合により離職、休業等に至った者
- (2) 転居費用補助の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過していない者

3 第 1 項の再支給については、第 18 条から前条までの定めを準用する。

(転居費用の支給決定の取消等)

第 26 条 市長は、受給者が虚偽の申請その他不正の手段により転居費用補助の支給を受けたときは、その決定を取り消すものとする。この場合において、自立相談支援機関を経由して受給者に既に支給した転居費用補助があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の定めに基づき返還を求める場合は、受給者に住居確保給付金返還通知書（様式第 19 号）及び納付書を交付する。

（暴力団員等と関係を有する転居に関わる業者の排除）

第 27 条 市長及び自立相談支援機関は、転居に関わる業者が暴力団員等と関係を有する転居に関わる業者であることが確認された場合は、当該転居に関わる業者に対し、入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式第 23 号）を受領しないものとし、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、暴力団員等と関係を有する転居に関わる業者とは次のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 役員等のうちに暴力団員等に該当する者のいる転居に関わる業者
- （2） 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる転居に関わる業者
- （3） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある転居に関わる業者
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配する転居に関わる業者
- （5） 暴力団員等が経営に実質的に関与している転居に関わる業者
- （6） 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている転居に関わる業者
- （7） 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している転居に関わる業者
- （8） 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している転居に関わる業者
- （9） 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている転居に関わる業者

2 市長は、転居費用補助の支払先である転居に関わる業者が、暴力団員等と関係を有する転居に関わる業者であることを確認した場合は、当該転居に関わる業者が関わる転居費用補助の支払を中止する。

第 4 章 雑則

（事務）

第 28 条 本事業の事務は、加古川市福祉部地域福祉課において行う。

（補則）

第 29 条 この要綱に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、この要綱による改正後の加古川市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

家賃基準額表

区 分	家賃基準額
単身者	39,000円
複数世帯（2 人）	47,000円
複数世帯（3～5 人）	51,000円
複数世帯（6 人）	55,000円
複数世帯（7 人以上）	61,000円

別表第 2（第 3 条関係）

収入基準額表

区 分	収入基準額(月收入)
単身世帯	81,000円に家賃額を加算した額未満
2 人世帯	123,000円に家賃額を加算した額未満
3 人世帯	157,000円に家賃額を加算した額未満
4 人世帯	194,000円に家賃額を加算した額未満
5 人世帯	232,000円に家賃額を加算した額未満
6 人世帯	269,000円に家賃額を加算した額未満
7 人世帯	306,000円に家賃額を加算した額未満
8 人世帯	339,000円に家賃額を加算した額未満
9 人世帯	372,000円に家賃額を加算した額未満
10 人世帯	404,000円に家賃額を加算した額未満

別表第 3（第 3 条関係）

資産基準額表

区 分	資産基準額
単身世帯	486,000円
2 人世帯	738,000円
3 人世帯	942,000円
4 人世帯以上	1,000,000円